

補助金の代理受領制度について

空家除却支援事業費補助金

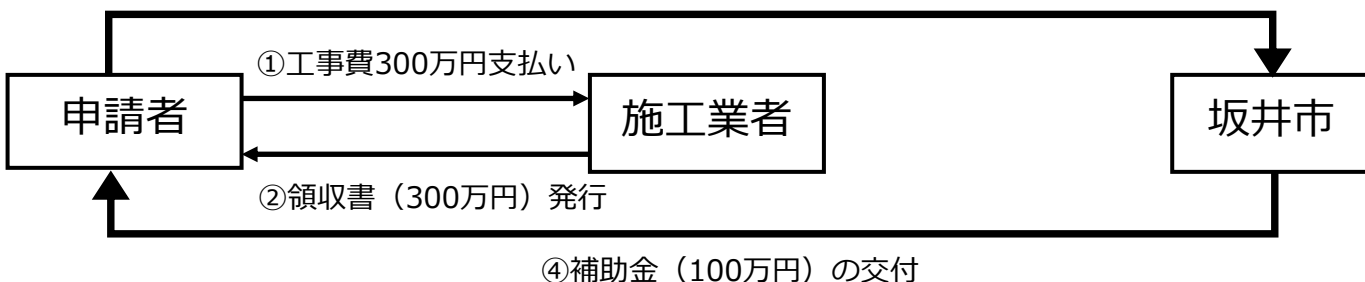
補助金の代理受領制度とは、申請者から委任を受けた解体工事施工業者が補助金の受領を代理で行う制度です。

代理受領制度の利用により、申請者は解体工事にかかる金額から補助金を差し引いた差額のみを支払うことになり、**支払い時の費用負担が軽減されます**。

例：解体工事費300万円、補助金交付決定額100万円の場合

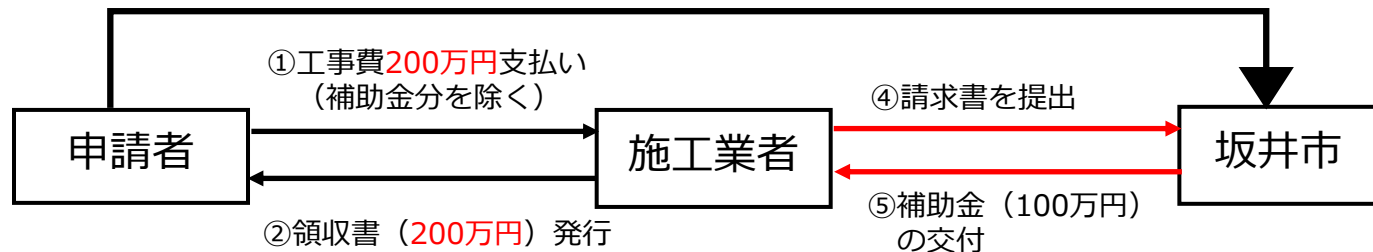
通常の補助金交付

③領収書（300万円）を添付し、実績報告書と請求書を提出



代理受領制度を利用した補助金交付

③領収書（200万円）を添付し、実績報告書を提出



【制度の利用にあたっての注意事項】

- 解体工事施工業者によっては、代理受領制度の利用を断られる場合がありますので、ご確認ください。
- 代理受領により補助金を受領出来るのは、申請者と契約をし、解体工事を実施した施工業者に限ります。
- 交付申請時に、代理受領に係る委任状（様式第1号）を提出してください。
- 補助金は施工業者が請求することになります。補助金の支払いは、市への請求後2～3週間後となりますので、支払い時期について契約者間で十分協議して申請してください。
- 請求書は、代理受領に係る補助金交付請求書（様式第3号）を使用してください。

お問い合わせ先

坂井市 総合政策部 移住定住推進課 空家対策室

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 電話 | 0776-50-3036

F A X | 0776-66-2935 メール | iju@city.fukui-sakai.lg.jp

代理受領制度 手続きの流れ

例：解体工事費300万円、補助金交付決定額100万円の場合

